

平成 26 年第 12 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）午後 2 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議題

■報告事項

- 1 平成 27 年度松阪市立幼稚園園児募集について
- 2 「松阪市立小中学校における土曜授業にかかる指針」策定の進捗状況（中間報告）について
- 3 松阪市みんなでいじめストップ条例について
- 4 平成 26 年度 8 月児童生徒の問題行動等について

その他

委員長 　ただ今から、平成 26 年第 12 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　1 点報告させていただきます。いろんな制度改革のある中で、学校現場に教職員の評価をどうしていくかという課題があります。現在、学校の教職員の評価というのは 3 通りありまして、1 つは勤務評定と呼ぶもの、それからもう 1 つは新たな教職員評価制度ということで、これが試行の段階で直接給与には反映されないものです。先程の勤務評定についても昇給や賞与には反映していきません。そして 3 つ目が現在管理職のみ行っております特別勤務評定というのがあります。これは昇給と賞与に少しだけ反映していくというものです。この 3 通りのシステムがあります。

今回この 26 年 5 月 14 日に国の方から地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律ということで、いわゆる一般公務員の勤務に対する管理を強めていくということあるいは給与・人事・優秀教職員表彰といったことで、新たに評価制度が入ってきております。これについては現場の教職員あるいは一般公務員のいろんな業務の部分がございしますので、関係機関といろいろと話をしながら調整をしているところではあります。早くて来年の中頃、遅くて 28 年度にはおそらく全ての教職員に対してこの評価制度が入ってくるかなと思います。1 次評価者は教頭、2 次評価者は校長となります。教頭のいろんな職務の中身であるとか評価の在り方であるとか、果たして制度そのものが教職員の資質の向上に繋がって行くのかというあたりをしっかりと吟味しながらそうやっていくようにしていかなくはなりません。

委員長 　ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　今回は議案がありませんので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 4

を事務局から説明願います。

(事務局報告)

- 委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。
- 委 員 土曜授業に係る指針についてですが、計画案が書かれておりますが、ここに四角で印をしてあるのが土曜授業の予定日だと思いますが、その隣に行事予定が書いてありますが、重なっているように思うのですが。
- 事務局 中学校の方がなかなか計画を立てるのが難しいところがございます、この週のところでこういった行事が例年行われているというところを資料として作らせていただきました。
- 委 員 例えば小学校のところの3月19日に卒業式と書いてあります。また、中学校の11月21日の隣に中間試験とありますが、その土曜授業の日に中間試験や卒業式があるということに理解すればよいのでしょうか。
- 事務局 概ねこの週の辺りにこの行事が行われるということになります。例えば小学校の3月20日から26日の週に終了式、11月の15日から21日の週あたりで中間テストが行われているということになります。最後のページが現在検討している実施日と内容の具体例となります。
- 委 員 運動会や文化祭に対して振替休日がありました、文化祭と土曜授業が重なる場合は振替休日は一切なくなるということでしょうか。
- 事務局 実施の留意事項の中程になりますが、土曜授業は原則として土曜日の午前中半日を単位とするところではありますが、例えば運動会や文化祭などの行事と土曜授業を合わせる計画を立てている場合には、午前中の半日が土曜授業の位置付けとなり、午後の半日は振替というような措置となります。
- 委 員 完全学校週5日制の下での地域の教育力の充実に向けた実態意識調査ですが、少し調べてみたのですが、教育情報新聞というものの2003年にこの結果が載っていたのですが、これは完全学校週5日制になる前の結果ではないのかなと思うのですがどうでしょう。今回10年程経過し、学

校週 5 日制というのが行われてから行われた調査ではなく、2003 年の調査結果が載っているのだとすると課題の部分が理解できないのですが。

事務局

調査については直近のものも活用させていただき反面、以前に行われた大規模な調査についても使わせていただいております。直近の学力・学習状況調査において保護者の方々の中から土曜日は学校で授業を受けてほしいというような回答が出るようになってきており、学校週 5 日制導入後の調査の中で、図りたいところの調査結果を載せさせていただきました。

委員

これによって月 1 回程度の土曜授業をすることによって、年間で 30 数時間の授業時間になりますが、平準化した場合だいたい週 1 時間は減らすことができ、それはなぜかという中学校では週の内 4 日間で 6 限になり、児童も教員も時間的な余裕がなく、いわゆる週 1 時間授業時間を減らしてもいいのではと書かれております。4 ページには基本的学力の補習時間に充てるということで授業数は減らないのではないのでしょうか。整合性がとれていないように感じるのですがどうでしょうか。

事務局

3 ページの方であげさせていただいていることにつきましては中学校では週 29 時間の内、毎週ではないですが概ね 28 時間に減らしていくということで例えば月曜日の 6 限目をカットすることができるようになれば、月曜日の 6 限目に希望する子ども達を集めて困っていることはないか等、補習学習会を行うということで授業とは別です。

委員

その 1 時間は全児童を対象にした学習時間ではなく、補習いわゆる希望される児童生徒のための時間ということですね。そういったことができますでしょうか。全員の希望がなかったということが例としてあがりませんか。どの生徒を対象とするか、成績や希望等あるでしょうか希望をとるわけですか。

事務局

そうなります。今でも学校ではなんとかタイムと名前をつけて月に 1 回実施しているところ等は保護者宛の文書を出し、希望する場合は届けを出してというような形で定期的実施しております。そういった時間等がこの補充時間にと考えております。

委員

そういった部分の運用をしっかりとお願いしていけばいいかと思いま

は規範意識、人権という部分で書かれておりますが、そういったことをもう少し入れてはどうかと思います。それから地域の役割として、松阪市においても未遂で終わっている事件等も出ておりますので、出てから動くのではなく、それまでにいかに起きないようにどうしていくかということで、今までを見ますと例えば児童虐待にしても保護観察に行っても会えないからどうであるとか後手後手に回っているように思いますが、松阪市において、そういったことを防ぐということを教育委員会をあげて踏襲していただきたいと思います。

委員

子ども達のいろんな問題に対して立ち直るための指導であるとか対応等、それからショッキングな傷つき体験に対するケアである等、子ども達の心理的な状態に対する様々な配慮はされていると思いますが、例えば教師暴力の場合、子どもの方はかなり深刻な事態ですが、先生も随分傷ついたりショッキングな思いをされたりということがあるかと思いますが、先生に対する配慮なりケアなりということは態勢としてあるものでしょうか。

事務局

対教師暴力を受けた被害教員にとってはやはり、本来指導すべき立場の者がその他多くの生徒が見ている前で暴力を受けたということで、傷つきは深く残っているのが現実であります。その教員に対するケアにつきましても、残念ながら市全体としての態勢というのはありません。行われるとすれば中学校等に配置しているスクールカウンセラー等がそういった部分の話を聞かせていただいたりではありますが、多くはその職場内で他の教員や管理職が寄り添ってその教員の傷つきに対して言葉掛けを行ったり、その生徒への指導面についてフォローさせてもらったりということがあります。

教育長

いじめストップ条例についていろいろ意見をいただいておりますが、平成25年度に国の方からいじめ防止対策推進法ができ、松阪市も基本方針を策定し、各学校も基本方針を策定しております。学校には具体的にいじめをなくしていくためにどんなことをやっていくのかということを保護者や子どもたちにわかるようにそういうものを全ての学校で作るようにしましょうということでその準備をしております。今回この条例を松阪市として上程させていただくわけですが、趣旨については今申し上げてきたとおりです。子どものことは書いてありますが、いろんなところの職場におけるいじめ防止につなげる条例として役立たせていきたい

という趣旨があります。先日もNHKで特集としていじめノックアウト宣言としていろいろと言われておりますが、できれば松阪市としてもそれぞれの学校が自分の学校がいじめをストップするのに具体的にこういったことをやっていくという子どもからの宣言、先生からの宣言等をまとめて外へ出していきたいと思っております。

土曜授業のことについても様々な視点でご意見いただいております。早いところではこの年度から6月28日が授業であったというような市もありますが、松阪市はこの27年度4月から月1回の実施を委員会を作りながらそれを前提として準備を進めていきたいということで、既に何度かの委員会で意見をいただいております。この趣旨をよく問われるのですが、この土曜授業をすることによって、あくまでも学校の出席扱いとした土曜授業ですので、学校で土曜授業をすることで子どもや家庭がどういう風になるか等の保護者の役割についてもこの中にありますが、例えば自分は家、学校でこんな本を読んだということで、その感想を家で話してみたりであるとか、土曜授業をきっかけにスマホの利用について家庭で約束をみんなですていくなど、子ども達や家庭にとってもより質の高い土曜授業にしていくように考えていきたいということで1年余裕をおきましたので、そういった観点で議論を進めているところです。

それからもう1つ。今月ですが、小学校5年生の男の子が事件に巻き込まれそうになったという事案が発生しておりますので、その対応について学校、教育委員会、そしてその子どもがどういう状態であるかという部分を学校支援課から説明をお願いします。

事務局

今月の18日の朝7時38分頃に黒田町地内の路上で発生した事案です。集団登校する際に集合場所へその児童が集まりに行く途中のところで、男性に後部座席の方からひっぱられたという事案です。幸いにもその児童は5年生の男子でしたので、抵抗して逃げ去り無事であったということですが、昨年度も略取の事案はありませんでしたので、教育委員会としては通常の露出等の事案とは又違う対応を流してもらい、市内全小中学校に対して集団登校若しくは見守りといった形で子ども達の安全確保をするようにという指示を出しました。また、警察の方にも報告し、被害届も出しました。捜査の方にもあたっていただいております。それまでもしていただいておりますが、翌日以降も地域住民の見守りボランティアの強化や警察の方でもパトロール等で巡回していただいております。当該被害児童の方は平常の学校生活を送っておりますが、万が一に備えて警察からGPSをお借りしており、それを持って生活しております。

す。また、この事案については報道へも発表させていただきまして、同様の事案が再発されないような手立ての1つとして対応させていただきました。

教育長 今回の対応につきましては、教育委員会の判断で全ての学校にとか校区の学校に等というような警察と教育委員会と市長部局が協議をしながらA対応、B対応、C対応というようにレベルを決めているのですが、今回は少し重いB対応ということで警察との相談の中で決めさせていただいた対応であります。郡部についても注意を促しております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から4は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成26年10月20日(月)午前10時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、これで第12回松阪市教育委員会定例会を終わります。